

## 選考代議員会運用細則

(趣 旨)

第 1 条 日本家禽学会細則第 9 条の規定に基づき選考代議員会は、この運用細則の定めるところによる。

(選考代議員会の性格)

第 2 条 選考代議員会は会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2. 理事候補者 15 名のうち 13 名は選考代議員会で決め、2 名は会長指名により決める。

3. 理事および評議員候補者の選出に当っては地域および職種間のバランスを充分考慮するものとする。

(選考代議員会の構成)

第 3 条 選考代議員会は次の代議員をもって構成する。

1. 会長
2. 地域の代表 11 名
3. 常務理事より 1 名

(選考代議員の選出方法)

第 4 条 地域を代表する選考代議員の選出方法は正会員による選挙とする。

2. 選出地域および選挙すべき数は正会員数を考慮し次のように定める。

北海道、東北 1 名

(北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県)

関東地域 4 名

(群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県)

中部地域 3 名

(山梨県、新潟県、富山県、岐阜県、長野県、静岡県、愛知県、石川県、福井県)

近畿地域 1 名

(三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県)

中国、四国地域 1 名

(鳥取県、岡山県、広島県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県)

九州地域 1 名

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

3. 正会員をその居住地(雑誌の送付先)に分け、所属地域の正会員 1 人と、任意地域の他の正会員 1 人に対する投票により行なう。

4. 開票は各地域ごとに行ない、上位得票者より選出する。

5. 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 所属地域の投票において所属地域以外の者を記載したもの
- (3) 氏または名のみ記載したもの

(4) その他判別が困難なもの

(選挙に関する事務)

第 5 条 この運用細則において選挙に関する事務は学会事務局が管理する。

附 則

1. この運用細則は 1987 年 10 月 13 日から施行する。